

2025 年 5 月 19 日

北海道知事
鈴木 直道 様

(北海道聴覚障がい者情報センター運営委員会)
公益社団法人北海道ろうあ連盟 理事長 大内 祥一
北海道聴覚障がい者情報センター 施設長 宮内 博子
北海道中途難失聴者協会 会 長 中川 智美
(特非) 全国要約筆記問題研究会北海道ブロック ブロック長 高橋 律子
北海道要約筆記者の会 会 長 高橋 律子
北海道要約筆記サークル連絡協議会 会 長 打矢 郁子
北海道手話通訳者問題研究会 運営委員長 渋谷 梯子
北海道手話サークル連絡協議会 会 長 船橋 浩
北海道手話通訳士会 会 長 松井 宏幸
(賛同団体)
函館中途失聴者・難聴者協会 会 長 吉田 次寿
北海道 UD トーク活用サークル 代 表 佐々木 亜規子

要 望 書

【知事記者会見に字幕付与を！】

日頃より、道政の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、北海道知事記者会見は、道民の皆様にとって重要な情報源であり、特に緊急時や災害時には、その内容は道民の生命と安全に関わる喫緊の情報となります。しかしながら、現在の知事記者会見における情報提供の方法については、聴覚に障害のある方々や、加齢に伴い聴力低下が進む高齢者の方々にとって、情報へのアクセスに大きな障壁がある状況です。

つきましては、知事記者会見における情報アクセシビリティ向上のため、下記の措置を強く要望いたします。

1. 知事記者会見等のライブ配信において、リアルタイムでの字幕付与を実施してください。
2. 会見終了後のアーカイブ動画についても、必ず字幕を付与して公開してください。

現在、知事記者会見のライブ配信には手話通訳付与がされており、ライブ配信後の記者との質疑応答についてはアーカイブ配信内にワイプによる手話通訳付与がされております。しかし、手話言語を知らない中途失聴者・難聴者には伝わりません。加齢により難聴を自覚する高齢者（別紙資料参照）についても同じことが言えます。

又、該当する手話単語の無い単語の場合には手話表現と字幕両方があることにより情報を細かく伝えることも可能です。知事記者会見の情報は障害の有無に関わらず、全道民に伝えるべきものであり、道民の安全・命に係るものだと認識しております。

緊急時・災害時においては行政からの情報は特に必要ですが、今現在の状況では聞こえない人・聞こえにくい人（高齢者も含む）情報弱者に対する差別・格差を感じざるを得ません。もし今、災害が発生した場合、知事からの情報を受け取ることが出来ない聞こえない人・聞こえにくい人はどう行動すれば良いのかわかりません。

以前、北海道が新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言を発令した際には、情報保障の必要性を感じた北海道 UD トーク活用サークルの有志一同がボランティアで3年間（2020年4月17日～2023年4月13日）の間、字幕付与をおこなってきました。これは、技術的な実現が可能であること、そして道民の中に情報保障を強く必要としている方々が多数いることを示しています。北海道民にとって重要な情報源である知事記者会見における情報保障は、特定のボランティアの善意に依存するのではなく、道の行政サービスとして恒常的に提供されるべきものです。

国は障害者施策として、国連の障害者権利条約（障害者の人権や基本的自由を守る）を批准以降は、改正障害者基本法（共生社会の実現・情報バリアフリー化）・障害者総合支援法（社会生活上支援）・障害者差別解消法（合理的配慮の提供）・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を施行してきました。

北海道においても「北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例」「北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例」が施行されています。情報格差を解消し、全ての道民が知事からの情報を等しく、迅速かつ正確に取得できるよう、改めて知事記者会見のライブ配信へのリアルタイム字幕付与、及びアーカイブ動画への字幕付与を強く要望いたします。情報アクセシビリティの向上は、誰一人として取り残さない、多様性を認め合う共生社会の実現に向けた不可欠なステップであると確信しております。

知事におかれましては、本要望にご理解いただき、速やかに必要な体制を整えていただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

以上

<連絡先>北海道聴覚障がい者情報センター
施設長 宮内 博子
TEL：011-221-2695
FAX：011-281-1289
joutei@hokurouren.jp

難聴が多くなる年齢

音を聞き取る感覚器としての耳に、加齢に伴う組織の変化が始まり、聴力が低下し始めるのは 30 歳代からとされています。年齢別の平均的な聴力レベルの図をお示します。

国立長寿医療研究センターでは、多くの地域住民の方々にご協力いただき、老化に関する長期縦断疫学研究 (National Institute for Longevity Sciences-Longitudinal Study of Aging, NILS-LSA)を行っており、その結果、難聴有病率、発症率について次のようなことが分かっています。

難聴有病率（軽度難聴以上の難聴がある人の割合）は 65 歳以上で急増し、70 歳代前半では男性の約 5 割、女性の約 4 割、70 歳代後半では男女とも約 7 割、80 歳代では男性の約 8 割、女性の約 7 割に軽度難聴以上の難聴がみられます（文献 1）。
また難聴のなかった 60 歳代前半の方が 10 年後に難聴を発症する割合（発症率）は約 3 割、70 歳代前半の方が 10 年後に難聴を発症する割合は約 6 割であり、もともと聞こえが良くても、10 年経過すると難聴を生じる可能性は十分あります（文献 1）。

難聴の有病率 (軽度難聴以上)	60歳代 後半	70歳代 前半	70歳代 後半	80歳 以上
男性	44%	51%	71%	84%
女性	28%	42%	67%	73%

文献1より抜粋・改変

図 4 難聴の有病率

- 文献 1)

内田育恵ら.全国高齢難聴者数推計と 10 年後の年齢別難聴発症率—老化に関する長期縦断疫学研究 (NILS-LSA) . 日本老年医学会雑誌, 2012.

知事会見への字幕付与について（附帯資料）

令和4年に公布・施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の第3条②には「障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする」とあります。会見後、ホームページに情報を掲載するだけでは不十分です。

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律 （障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）概要 （令和4年法律第50号）

目的（1条）

全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、
情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する

基本理念（3条）

※「障害者」：障害者基本法第2条第1号に規定する障害者（2条）

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進に当たり旨とすべき事項

- ①障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする
- ②日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする
- ③障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする
- ④高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う（デジタル社会）

関係者の責務・連携協力・意見の尊重（4条～8条）

また、道では「音声認識は正確性に問題がある」との見解をお持ちですが、知事も記者の方も言い間違い、言い直しはされないのでしょうか。たとえ完璧でなくても、その場に文字情報があるメリットは計り知れません。記録用の完全版は後日ホームページに掲載していただければよいだけです。

東京都知事の会見のように、手話通訳と同じ画面に、合理的配慮としての提供をお願いします。合理的配慮は、現在、民間事業者でさえ、義務となりました。字幕付与により、聴覚障害のある方のみでなく、加齢によって聞こえに支障が出ている方、外国籍の方、文字表示の方が伝わりやすい方等、多くの方に北海道の情報をよりスムーズに伝えられることと考えます。

（↓5月2日 東京都知事会見より）

流して盛り上がることを期待
しております。そしてその中
から大きなイノベーションが
生まれてくる。こちらの
ほうも期待をするところでご
ざいます。スタートアップ
戦略推進本部で担当いたし
ております。

これが一点目。